

基 発 0229 第 2 号  
平成 28 年 2 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 16 条第 1 項の規定に基づ  
く労災保険率表の細目の一部を改正する件の公布について

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 16 条第 1 項の規定に基づく労災保険  
率表の細目の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 43 号。以下「改正告示」とい  
う。)が本日公布されたところである。

改正の内容は、下記のとおりであるので、貴職におかれてはその趣旨を理解した上で、事  
務処理に遺漏なきを期されたい。

(注) 本通達中における法令の略称は、次のとおりである。

労災保険率適用事業細目表＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 16  
条第 1 項の規定に基づく労災保険率表の細目 (昭和 47 年労働省告示第 16 号)

新労災保険率適用事業細目表＝改正告示による改正後の労働保険の保険料の徴収等  
に関する法律施行規則第 16 条第 1 項の規定に基づく労災保険率表の細目

## 記

### 第 1 労災保険率適用事業細目表の一部改正について

#### 1 改正の趣旨

労災保険率表に掲げる事業の種類(以下「細目」という。)については、労災保  
険率適用事業細目表に定められているところである。

個々の事業に適用する労災保険率は、労災保険率適用事業細目表に掲げる細目に基  
き決定されることから、細目の名称は、実際に行われる事業の内容及び範囲から、い  
ずれに該当するか判断できるものであることが必要である。

現行の建設事業の細目では、工作物の取り壊しを行う場合、「容体が原形をとどめず、  
かつ、工作物を構成する材料の全部又は大部分が、全く又は殆ど原形をとどめない程  
度の損壊」を行う事業であれば「3716 工作物の破壊事業」、これに該当しないものであ  
れば「3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業」に分類することとして  
いるが、実際には、「解体工事」、「解体事業」などの名称で細目上の「破壊」に該当する事業

を行う場合が多く、労災保険率の決定において、該当する細目を判断する際、事業の名称に基づく事業主の認識と実際の事業内容との間に齟齬を来すおそれがある。

今般、実際に行われる事業の内容及び範囲に基づき、適正な労災保険率が決定されるよう、労災保険率適用事業細目表の所要の改正を行うこととしたものである。

## 2 改正の内容

労災保険率適用事業細目表における細目「3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業」、「3716 工作物の破壊事業」を、新労災保険率適用事業細目表においては「3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業」、「3716 工作物の解体事業」とすること。

なお、それぞれの細目が適用される事業の内容及び範囲は従前のおりであること。

## 第2 事務処理上の留意点

今般の改正は、実際に行われる事業の内容及び範囲から、いずれの細目に該当するか判断できるよう、細目の名称を変更するものであり、それぞれの細目に該当する事業の内容及び範囲を変更するものではないことを、関係事業主、労働保険事務組合に対し、周知徹底を図ること。

## 第3 関係通達の改正

今般の労災保険率適用事業細目表の改正箇所ほか、適正な労災保険率の決定に資するべく、平成12年2月24日付け労働省発労徴第12号・基発第94号「「労災保険率適用基準」について」の全部を別添のおり改正する。

## 第4 施行年月日

平成28年4月1日